

# 社会福祉法人周陽会役員等の報酬規程

[平成28年 5月23日 (制定)]

## (趣 旨)

**第1条** この規程は、社会福祉法人周陽会（以下、「本会」という。）役員等（以下、「役員」という。）として、本会の業務を管理監督し、その職務を遂行する役員の報酬等に関する、必要な事項を定めるものとする。

2 役員の本会職務に関する事項は、「労働基準法（昭和22年法律第49号）」及びその他の法令（以下、「関係法令」という。）の定めるものの他、この規程の定めるところによる。

## (定 義)

**第2条** この規程において任務に従事する役員とは、本会が社会的使命を果たすための業務を管理監督するため、特定の職務、もしくは特殊な技能、資格、経験等を有し、専門的に本会の職務を遂行する者をいう。

2 この規程にいう期間は、以下の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 1週間：日曜日から土曜日まで
- (2) 1月：その月の1日から末日まで
- (3) 1年：その年の4月1日から翌年3月31日まで

3 この規程にいう常任並びに非常任及び常勤とは、以下の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 常任：1週間に40時間以上、その職務に従事することを常例とする。
- (2) 非常任：1週間又は1ヶ月に反復して特定日に職務に従事する者であって、1週間または1ヶ月の職務に従事する時間が常任より少ない。
- (3) 常勤：本会に職員として雇用され、かつ管理監督者の地位にある。

## (任免・罷免および退任)

**第3条** 本会理事長（以下、「理事長」という。）は、本会理事会（以下、「理事会」という。）の承認を得て、以下の各号に掲げる役員を任免および罷免することができる。

- (1) 常任役員
- (2) 非常任役員
- (3) 常勤役員

2 第1項の役員の任期は、2年以内とする。ただし、補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 役員を任免された者は、以下の各号に掲げる書類を理事長に提出することを必要とする。ただし、理事長が提出する必要がないと認めた書類については、提出を免除される。

- (1) 職務経歴書
  - (2) 役員就任承諾書
  - (3) 必要に応じ、社会保険や所得税等に関する手続きに必要な書類（社会保障・税番号制度により交付された番号（以下、「マイナンバー」という。）情報を含む。）
  - (4) 前各号に定めるもののほか、理事長が特に必要と認めた書類
- 3 役員が以下の各号に掲げる内容に該当した場合、退任とする。
- (1) 本会の役員任期が満了したとき。
  - (2) 自己の都合により、退任を申し出て理事長の承認を得たとき。
  - (3) 役員が死亡したとき。
  - (4) 心身の故障等により、職務の遂行に支障があり、またはこれに堪えられないと認められるとき。
  - (5) その他、理事長が役員に適さないと認めたとき。
- 4 役員が以下の各号に掲げる内容に該当した場合、罷免とする。
- (1) 職務状況が不良であり、本会業務の遂行に支障があると認められるとき。
  - (2) 自己の都合により、退任を申し出て理事長の承認を得たとき。
  - (3) 役員が死亡したとき。
  - (4) 理事長が本会役員としてふさわしくないと認めたとき。
  - (5) 前各号の事由のほか、本会役員に必要な適格性を欠き、理事長が罷免を相当と認めたとき。

#### （報酬及び給与）

- 第4条** 役員には、以下の各号に掲げるとおり報酬及び給与を支給することができる。
- (1) 常任役員の報酬は、本会職員給与規程第5条（別票1）に規定する給料表1級26号給に定める額を月額として支給することができる。
  - (2) 非常任役員の報酬は、前号に定める月額を192（24日／月×8時間／日）で除した時間額に、その月の本会職務に専任した時間を積算した額を月額として支給することができる。（小数点以下切捨て。）ただし、前号に定める月額を限度とする。
  - (3) 常勤役員の給与は、本会職員就業規程及び給与規程に定めるものその他、管理監督者として適用されない手当を除き、本会のその他の職員規程の定める規定により給与を支給することができる。
- 2 常任役員および非常任役員として、月の途中から任免された役員は、前項第2号に定める時間額に、その月に本会職務に専任した時間を積算した額を報酬として支給することができる。ただし、前項第1号の月額を限度とする。
- 3 常勤役員として、月の途中から任免された役員は、任免された日から管理監督者として適用されない手当を支給しない。
- 4 常任役員及び非常任役員は、報酬以外の手当を支給しない。

#### （交 通 費）

**第5条** 常任役員並びに非常任役員には、以下の各号に掲げるとおり交通費を月額で支給することができる。

- (1) 常任役員の交通費は、本会職員給与規程施行細則第3条の規定を準用し算出した額を支給することができる。
- (2) 非常勤役員の交通費は、本会職員給与規程施行細則第3条の規定を準用し算出した額を21.8で除した日額（小数点以下切捨て。）に、その月に本会職務に専任した日数を積算した額を支給することができる。ただし、第1項の額を限度とする。

（報酬及び交通費の支給）

**第6条** 常任役員及び非常任役員の報酬並びに交通費の計算期間（以下、「計算期間」という。）は、月の1日から末日までとする。

2 常任役員及び非常任役員の報酬並びに交通費は、当月分を翌月21日に支給する。ただし、その日が土曜日、日曜日、または祝休日にあたるときは、その前日に繰上げて支給する。

（秘密の保持）

**第7条** 役員は、職務上知り得た秘密事項等であって、本会の不利益となる事項を第三者に漏らしてはならない。

2 本会役員であった者は、役員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき義務を有するものとする。

（委 任）

**第3条** この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、国地方公共団体、その他の福祉事業団体及び本会の事情を考慮し理事長が定める。

附 則

1. この規程は、平成28年4月1日から施行する。
2. 労働基準法（第42条第2号）に定める、監督若しくは管理の地位にある者として労働条件の決定その他労務管理について経営者と一体的な立場にある者は、管理監督者として労働時間・休憩・休日の規定は適用されない。ただし、深夜割増手当は支給する。